

令和7年度白樺学園高等学校との包括連携協定事業 (3学年) 実施要領 (案)

1. 目的

包括連携協定に基づき、「地方自治の担い手意識の醸成」、「議会活動の認知度向上」、「まちづくりに関心を持ち参加する機会」とする。

2. 事業の根拠

- (1) 芽室町自治基本条例第3条第6号（議会と議員活動の原則）
- (2) 芽室町議会基本条例第2条第4項（基本理念）
- (3) 芽室町議会基本条例第8条第1項（町民参加及び町民との連携）
- (4) 白樺学園高等学校と芽室町議会の包括連携協定書第1条

3. 日程

令和7年11月4日（火）～7日（金）の4日間

※詳細なクラスと日程については調整中

4. 対象

3年生（全生徒）

5. 実施内容

学校側で設定したテーマ「10年後の自分と地域～自治体への参加意識～」についてグループワーク（ディスカッション）を行う。

- ・グループワークの内容については学校側と協議の上で決定する。
- ・グループワークの進行（ファシリテーター）は議会の役割とする。
- ・開催後に生徒及び議員に対するアンケート（Googlefoams）を実施する。

6. 役割分担案

11月4日（火）厚生文教常任委員会（仮）

11月5日（水）総務経済常任委員会（仮）

11月6日（木）厚生文教常任委員会（仮）

11月7日（金）総務経済常任委員会（仮）

※ グループワークは9:15～9:40、休憩（10分）、9:50～11:00

※ 9:00に学校に集合とする。

※ 4～6人でグループワークができるように議員を派遣する。

※ 議会運営委員会は不足人員を補完する。